

独立行政法人農業者年金基金について

農業者年金基金



独立行政法人化

独立行政法人農業者年金基金

《業務の内容》

農業者年金関係業務

平成14年1月からスタートした新たな農業者年金制度の運用

- ・ 財政方式として、自己の保険料とその運用益により将来自分が受給する年金の原資を賄うことを基本とする「積立方式」を採用。
- ・ 意欲ある農業の担い手を確保することを目的として、政策支援（保険料の国庫補助）を実施。

平成13年改正前の制度の加入者・受給者に対する年金等の給付

- ・ 経過的業務として、平成13年改正前制度の加入者・受給者に対し、それまでの加入期間に対応した年金等の給付のみ実施。

《予算、組織》

（平成14年度）

予算額：1,628億円（当初予算）

役員数：8名（監事含む）



（平成15年度）

予算額：1,581億円（当初予算）

役員数：5名（監事含む）

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 1 運営経費の抑制 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、新規に追加されるもの、拡充分等を除き、中期目標の期間中、%の運営経費（人件費、公租公課等の固定経費を除く。）の節減を行う。</p> <p>2 組織運営の合理化 中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の的確な見通しに基づき、組織の見直し、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、計画的に推進する。</p> <p>3 業務運営能力の向上等 職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、事務が適正かつ円滑に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。</p>	<p>組織運営の合理化 (1) 組織の見直しについては、平成15年度中に、保険料の徴収等の事務を行う担当課と被保険者の資格審査等の事務を行う担当課とを統合して1課を削減します。 また、業務全般の電算システムの開発・整備を担当する部署を明確化する等電算システムの整備・活用による業務運営の合理化・効率化を積極的に進めます。 (2) 常勤職員数については、組織の見直し並びに業務運営の合理化及び効率化に取り組み、中期目標期初の87人を、中期目標の期間の終了時まで82人とします。</p> <p>業務運営能力の向上等 (1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、毎年度4月及び10月に初任者研修を実施します。また、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、それぞれの分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間の機関が主催する研修を活用します。 (2) 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者については、円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施します。</p>

4 評価・点検の実施

(1) 業務の執行に当たっては、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。

(2) 市町村段階の業務受託機関における事務処理についての考査指導については、委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、要件審査等の遂行状況や加入推進活動状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。

第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1 手続きの迅速化等

農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申請ごとの具体的な処理の期間を定め、公表した上で、処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。

3 制度の普及推進

広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。また、加入者に対しては、制度運営の状況等の情報をホームページ等で提供する。

都道府県段階における受託機関（農業会議及び農協中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施します。

市町村段階における受託機関（農業委員会及び農協）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、の研修等を終了した後、速やかに、全ての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行います。

評価・点検の実施

業務運営の効率化等に関し、適切な助言を得るため、理事長の諮問に応じ、業務の実施状況、年度計画、予算、決算等の重要事項について審議する評議員会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）（仮称）を、各年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催します。

制度の普及推進

(1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を理解していただくため、業務受託機関を通じた制度の周知を図ります。

(2) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、広報誌

第4 財務内容の改善に関する事項

旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の回収を適切に進め、財務の改善に資するものとする。

第5 その他業務運営に関する重要事項

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

等を通じ随時公表します。

(3) 情報の発信源となるホームページについて、掲載される情報を毎月1回以上更新するとともに、内容の充実を図るため、毎年度1回以上検証を行います。また、中期計画期間中毎年度平均で18,000件以上のアクセス件数となるよう努めます。